

令和 年 月 日

(宛先) 箕面市長

(申請者)

所在地

法人名

代表者名

印

事業者に関する届出書

公園内における行商、出店その他これらに類する行為の許可にかかる申請にあたり、下記の事項のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないこと、また、提出した書類の内容はすべて事実と相違ないことを誓約の上、申請します。

記

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません
2. 禁錮以上の刑に処せられその執行が終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者ではありません
3. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員には該当しません
4. 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為には該当しません
5. 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に規定する暴力団密接関係者には該当しません
6. 過去2年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていません

(連絡先)

電話	
Eメールアドレス	

※ 代表者印を捺印し、他資料をまとめて一葉にした正本を1部・写し1部を提出してください

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

○ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号） 第 2 条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(略)

○ 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号） 第 2 条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(略)

○ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号） 第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

- 四 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。

(略)